明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一五）　二
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産七）　三

〔告　示〕

○無線設備規則第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号の一部を改正する件（総務五八）　三
○電波法施行規則第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号の一部を改正する件（同五九）　三
○無線従事者規則第六十一条第五号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百八十一号の一部を改正する件（同六〇）　三
○無線局運用規則第百四十六条第一項等の規定に基づき、平成三年郵政省告示第四十六号の一部を改正する件（同六一）　四
○電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年総務省告示第六十一号の一部を改正する件（同六二）　二五
○電波法施行規則第二十八条の三の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十九号の一部を改正する件（同六三）　二七
○電波法施行規則第二十八条の五第七項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第七十三号の一部を改正する件（同六四）　二七
○電波法施行規則第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号の一部を改正する件（同六五）　二七
○平成四年郵政省告示第百七号を廃止する件（同六六）　二八
○無線局運用規則第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号の一部を改正する件（同六七）　二九
○無線従事者規則第二十一条第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号の一部を改正する件（同六八）　二九
○無線機器型式検定規則第五条第一項第三号の規定に基づき、平成四年郵政省告示第二百四十六号の一部を改正する件（同六九）　三〇
○電波法施行規則第三十四条の二第四号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第二百八十七号の一部を改正する件（同七〇）　三〇
○無線設備規則別表第三号の40の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号の一部を改正する件（同七一）　三一
○電波法施行規則第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号の一部を改正する件（同七二）　三六
○電波法施行規則第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号の一部を改正する告示（同七三）　三七
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号の一部を改正する告示（同七四）　三七
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号の一部を改正する件（同七五）　三七
○無線局免許手続規則第十八条第二項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十五号の一部を改正する件（同七六）　三九
○無線局免許手続規則別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号の一部を改正する告示（同七七）　四〇
○無線局運用規則第百四十三条第二項第一号の規定に基づき、航空機地球局の運用義務時間がその航空機の航行中常時となる区域を次のように定め、平成十六年総務省告示第二百八十六号は廃止する件（同七八）　四一
○無線設備規則第十四条第三項、第四十条の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号及び第六項並びに別表第一号注33の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年総務省告示第千二百二十七号は廃止する件（同七九）　四一
○無線設備規則第四十五条の二十二第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める告示（同八〇）　四四
○無線設備規則第三十八条第四項の規定に基づき、電波法施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び電波法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線の設置位置の条件を次のように定める告示（同八一）　四六
○無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を次のように定め、郵政省告示第六百五十七号は廃止する件（同八二）　四八

（以下次のページへ続く）